

## 付 議 第 3 号

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 31 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

## 高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）の施行による文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い、高知県文化財保護審議会に係る規定の整理等をしようとするものである。

第 号

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県文化財保護条例の一部を改正する条例

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書、第3項及び第4項、第28条第2項並びに第32条第1項ただし書中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第45条第3項中「、学識経験を有する者のうちから」を削る。

第51条中「き棄し」を「毀棄し」に改める。

第52条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第53条中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新  
高知県文化財保護条例（抜粋）

（現状変更等の制限）

第14条 県保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定により許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

（現状変更等の届出）

第28条 略

2 県保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

旧  
高知県文化財保護条例（抜粋）

（現状変更等の制限）

第14条 県保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定により許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

（現状変更等の届出）

第28条 略

2 県保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

3

(現状変更等の制限)

第32条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2～4 略

(組織)

第45条 略

2 略

3 委員及び臨時委員は、教育委員会が任命する。

第51条 県保護有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第52条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第53条 第14条又は第32条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県保護有形文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(現状変更等の制限)

第32条 県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2～4 略

(組織)

第45条 略

2 略

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

第51条 県保護有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第52条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第53条 第14条又は第32条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県保護有形文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

## 高知県文化財保護条例改正について

平成31年2月7日

文化財課

## 1 改正の背景

平成30年6月1日に文化財保護法（以下、法という）の改正案が可決。平成31年4月1日から施行されることとなった。

今回の法改正により、地方の文化財保護条例（以下、条例という）の改正を検討する必要が生じた。関係規定及び改正理由は下記の通り。

## 2 改正内容の概要（改正条文は、新旧対照表を参照）

(1) 地方文化財保護審議会（高知県文化財保護審議会）の委員構成を規定する部分を削除

（内容）

文化財保護法で「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される」と定められたことから、高知県文化財保護条例で改めて定める必要がなくなったため「学識経験を有する者のうちから」と委員構成を規定している部分を削除するもの。

(2) ひらがなを漢字に修正

（内容）

第51条、第52条について、文化財保護法でき損が毀損に改められたことに伴い改正するもの。

②文言整理

（内容）

第14条、第28条、第32条、第53条について、文化財保護法で現状の変更が現状変更に改められたことに伴い改正するもの。